

平成二十二年三月三十日受領
答弁第二八八号

内閣衆質一七四第二八八号

平成二十二年三月三十日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出一九七二年の沖縄返還時における有事の際の核持ち込みを認めた密約に関する
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出一九七二年の沖縄返還時における有事の際の核持ち込みを認めた密約に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の報道については承知している。御指摘の「合意議事録」（以下「本件文書」という。）は、佐藤内閣総理大臣（当時）及びニクソン米国大統領（当時）との間で署名されたものと推察されるが、外務省調査チームによる調査の結果、本件文書は、外務省の文書からは発見されず、また、本件文書について、当時外務省として何らかの関与又は知識があったことを示す文書の存在も確認されなかった。したがって、御質問の点について確定的に申し上げることは困難である。

三及び四について

いわゆる「密約」問題に関する有識者委員会の報告書における記述は、本件調査に携わった同委員会としての判断であると認識している。外務省調査チームによる調査の結果、外務省の文書からは本件文書は発見されず、また、本件文書について、当時外務省として何らかの関与又は知識があったことを示す文書の存在も確認されなかったため、本件文書の性格について確定的に述べることは困難であり、この点につ

いては、今後、専門家による更なる議論もあり得ると考えられる。